

## 豊田市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求等の手続)

第3条 次の各号に掲げる書面には、それぞれ当該各号に掲げる事項のほか、市の機関（議会を除く。以下同じ。）が定める事項を記載するものとする。

- (1) 開示請求書 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 訂正請求書 法第91条第1項各号に掲げる事項
- (3) 利用停止請求書 法第99条第1項各号に掲げる事項

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- (1) 豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）第7条第1号イ（環境を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に限る。）
- (2) 豊田市情報公開条例第7条第1号ウ（公務員等の氏名であつて、公にすることにより、当該公務員等の権利利益が不当に害されるおそれがないと認められるものに限る。）
- (3) 豊田市情報公開条例第7条第2号（環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に限る。）

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に

開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受けるものにあつては当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を、電磁的記録について同項本文に規定する方法により開示を受けるものにあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして規則で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があつた日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(法の施行の状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、市の機関における法の施行の状況を取りまとめ、

その概要を公表しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(豊田市個人情報保護条例の廃止)
- 2 豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
(旧条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 次に掲げる者に係る旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
  - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
  - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの旧条例第8条第2項に規定する受託業務に従事していた者
- 4 この条例の施行日前に旧条例第16条、第31条又は第39条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
  - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
  - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。  
(豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)
- 8 豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「豊田市個人情報保護条例（平成15年条例第33号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び豊田市個人情報保護法施行条例（令和●年条例第●号）」に改める。